

(証券コード 9036)
2022年6月10日

株 主 各 位

横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ネットワーク株式会社
代表取締役社長 若山良孝

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

本株主総会では書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、感染拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ヨコハマビル4階
(末尾記載の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 第109期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
(裏面に議案が続きます)

- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬決定の件
第8号議案 会計監査人選任の件
第9号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利となります。ご出席されない場合は、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年6月27日（月曜日）午後6時まで**に到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、**2022年6月27日（月曜日）午後6時まで**にご行使ください。

(3) 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以 上

＜お土産廃止に関するお知らせ＞

昨年と同様に、株主総会ご出席の株主様へお配りしておりますお土産を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

＜当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ＞

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な事業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他株式会社の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tohbu.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合にも、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせいたします。

＜新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関するお知らせ＞

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止を最優先とした株主総会の開催といたしたく、当社としましては以下のとおり対応させていただきます。

- ・感染拡大防止の観点から議事時間の短縮を行う予定です。
- ・座席間隔を拡大し、座席数を制限して運営を行います。
- ・お飲み物のご提供を取りやめさせていただきます。
- ・株主の皆様には検温、手指の消毒、マスク着用のご協力をお願いいたします。
- ・当社役員及び社員は、マスクを着用し、会場内にはアルコール消毒液を設置いたします。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、当日の運営を変更させていただく場合がございます。

また、座席数が限られますので、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、**2022年6月27日(月曜日)午後6時まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数（またはパソコン・スマートフォンで重複して）議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことにより行動制限が緩和され、経済活動正常化への期待感も相まって、景気は緩やかな回復傾向となりました。一方、物流費、部材等の高騰に加え、欧米諸国を中心とした世界情勢の悪化に伴う原油価格等の上昇が加速するなど、再び不透明感が増し、個人消費及び企業収益への影響の長期化が想定されます。

当社主力事業の貨物自動車運送業界におきましては、ネット通販等の消費需要は底堅く、宅配貨物は増加傾向となる中、一般貨物等においては、原油価格の高騰や人手不足等の影響は大きく、また今後の世界情勢により更なる原油・資材等の高止まり要因が想定される中、経営環境は一段と厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況下において当社では、新型コロナウイルスの感染予防対策を継続し、必要な人員を確保しつつ、引き続き輸送中心の収益構造から付加価値の高い総合的かつ複合的な物流収益へと収益基盤改革を推し進めてまいりました。一昨年の東部神戸物流センター、昨年の東部滋賀物流センター、東部堺物流センターに引き続き、当期2021年8月には東部広島物流センターが稼働し、さらに2022年1月より東部海老名物流センターが再稼働したほか、2022年2月には新たに東部大井川倉庫が竣工いたしました。

また、2022年3月30日に株式会社東北三光（宮城県塩竈市）と株式譲渡契約を締結いたしました。同社の子会社化により、営業基盤を受け継ぎ、これまで培ってきた当社の安心、安全、安定物流サービスのノウハウを最大限に活かすことにより、東北地区の営業拡大を図ります。

今後も3PL型営業展開を継続し、更なる収益基盤の改革を推し進め、将来に向け成長を持続させる企業基盤を創出いたします。また、継続的な事業成長に向けた資本業務提携やM&Aを必要に応じ実行するとともに、次世代バイオディーゼル給油施設設置や太陽光発電活用の拡大等を通して、サステナブルな経営を追求し、持続可能な社会への貢献を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,839,626千円（前年同期比3.4%増）、営業利益404,239千円（前年同期比35.8%減）、経常利益454,589千円（前年同期比39.8%減）、当期純利益273,480千円（前年同期比33.8%減）となりました。

次に事業別の概況につきましてご報告申し上げます。

ア. 貨物自動車運送事業

飲料系輸送は、需要減の影響が長引いているものの、飲料以外の輸送の確保を推進し、新たに東部広島物流センター及び東部海老名物流センター等が稼働したことで増収となりました。セメント輸送は建設需要が増え、増収となりました。

以上から、当事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、7,994,965千円（前年同期比3.8%増）となり、セグメント利益は、前期完成の物流センターに係る租税公課負担及び同施設の減価償却費の増加等に加え、軽油価格の大幅な上昇の影響と、新型コロナウイルス感染症拡大による経済動向が見通せない状況で、新たに稼働した物流センターに一部空室が発生したことにより、345,591千円（前年同期比38.4%減）となりました。

イ. 不動産賃貸事業

自社施設は、横浜地区におけるオフィスビル市況が回復傾向にあり満床となりましたが、収益化までは一定期間を要し安定稼働へ回復しつつあります。

この結果、当事業の売上高は639,135千円（前年同期比4.6%減）となり、セグメント利益は399,967千円（前年同期比5.8%減）となりました。

ウ. その他事業

石油販売は、石油価格の大幅な上昇により販売数量は減少したものの、増収となりました。

自動車整備事業は、外販の整備受注量が回復基調にあり、増収となりました。

この結果、当事業の売上高は、205,525千円（前年同期比13.2%増）となり、セグメント利益は31,618千円（前年同期比0.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は5億6千2百万円となり、内訳は有形固定資産5億5千1百万円、無形固定資産1千万円であります。

有形固定資産の内訳は、東部大井川倉庫の新設1億6千8百万円、営業・業務車両60台2億2千万円等であります。

無形固定資産の内訳は、車両管理システム7百万円等であります。

なお、所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2022年3月30日に株式会社東北三光（宮城県塩竈市）と株式譲渡契約を締結し、4月15日に当該会社の全株式を取得し、子会社といたしました。
当該会社は、仙台・秋田を中心に創業以来50年に渡り、常にセメントメーカーとともに東北インフラ事業に携わっており、その地区において、ユーザー、メーカーおよび輸送業者全般との強固なパイプを構築しております。当社は、この基盤を受け継ぎ、これまで培ってきた当社の安心、安全、安定物流サービスのノウハウを最大限に活かすことにより、東北地区の営業拡大を図り、当社および当該会社の業容の拡大が期待されることから、当該会社の株式を取得することといたしました。
本件を機に、グループインフラの利活用をはじめとする人的資源、車両配車の連携や情報システムの共有など協業化を進め、生産性の拡大を図ることにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。
なお、取得価額につきましては、対象会社の要請により非開示となります。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
相模新栄運送株式会社	10百万円	100.0%	貨物自動車運送事業
株式会社東北三光（※）	30百万円	100.0%	貨物自動車運送事業

※株式譲渡契約により2022年4月15日に全株式を取得いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率の増加や各国政府の経済支援策等により、先進国を中心として経済活動の正常化が期待されるものの、新たな変異株の感染高止まりにより、個人消費低迷が長期化することも想定され、さらに欧米諸国を中心とした世界情勢の変化により、先行きの不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような状況のもと、主たる事業である貨物自動車運送事業におきましては、引き続き3PL事業（物流の一括受注）の更なる獲得に向け積極的に経営資源を投下するとともに、必要に応じM&Aを実行し、今後も企業の成長を目指してまいります。

不動産賃貸事業につきましては、安定的に収益を確保する重要な事業と位置付け、積極的に有効活用を図り、きめ細かな管理運営、営業によるサポートにより保有不動産の毀損防止に努め、収益の最大化を図ってまいります。

これからも当社は、経営方針に掲げている創意工夫に努め、新しい価値を創造し、創業100周年に向けて、更なる経営基盤を構築してまいります。そのためには、人材確保、人材育成・教育が必要であり、女性や高齢者も等しく、多様性をもって活躍できる職場を形成し、一人当たりの生産性の高い企業、人が育つ企業を目指します。

コロナ禍において、「経済・社会・環境の持続可能性」への注目が一段と高まっております。当社は、世界的なSDGsの取組みに賛同し、物流施設での再生エネルギーの活用など、持続可能な社会に貢献し、引き続き企業価値向上に努めます。

今後も不透明な経済状況に伴い、予断を許さない状況が続きますが、持続可能な成長戦略の実現のために、社員の力を集結し、業績の向上に取組んでまいります。

株主の皆様には、尚一層のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,996,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,749,000株 |
| (3) 株主数 | 826名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
中村 巨 宏	1,415,000株	26.19%
アサガミ株式会社	321,000株	5.94%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	175,000株	3.24%
株式会社みずほ銀行	131,000株	2.42%
中村 千 鶴 子	120,000株	2.22%
三井住友信託銀行株式会社	110,000株	2.03%
中村 匡 宏	101,292株	1.87%
丸全昭和運輸株式会社	100,000株	1.85%
芦原 一 義	98,100株	1.81%
小林 茂	88,800株	1.64%

(注) 持株比率は自己株式 (347,987株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役(社外取締役を除く)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2021年6月25日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、上記(5)の株式報酬制度を通じて、1,400株の給付を行っております。また、本株主総会終結の時をもって退任する取締役1名に対し、株式報酬制度を通じて給付を予定しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
* 取締役社長	若 山 良 孝	
* 取締役専務 専務執行役員	三 澤 秀 幸	
取 締 役 執 行 役 員	伊 藤 進	経理部部長
取 締 役 執 行 役 員	安 藤 功	営業統括部部長 兼 西日本営業部部長
取 締 役	野 口 誠	
取 締 役	福 田 哲 郎	株式会社OCS 常勤顧問
常 勤 監 査 役	高 山 裕 之	
監 査 役	稲 村 久 仁 雄	
監 査 役	尾 崎 眞 二	DXOホールディングス株式会社 代表取締役社長 片倉工業株式会社 社外監査役 株式会社トータル保険サービス 社外監査役

- (注) 1. *印は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役野口誠氏及び取締役福田哲郎氏は、社外取締役であります。監査役稲村久仁雄氏及び監査役尾崎眞二氏は、社外監査役であります。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 株式会社OCSと当社の間には特別の関係はありません。
4. DXOホールディングス株式会社と当社の間には特別の関係はありません。
5. 当社は取締役、監査役及び執行役員、並びに子会社である相模新栄運送株式会社を含む全役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しており、新たに子会社化いたしました株式会社東北三光の役員についても当該保険契約の対象とする予定であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要につきましては、以下のとおりです。

ア.基本方針及び方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、取締役の報酬の額の決定に関する方針は、取締役会において決定しております。

イ.金銭報酬等及び非金銭報酬等の決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等は、役員の役割及び職責、貢献度等に応じて業界水準、業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、及び「株式報酬(株式給付信託・BBT)」により構成しており、業績連動報酬等は支給していません。「基本報酬」は月額固定の金銭報酬とし、非金銭報酬である「株式報酬(株式給付信託)」は、役員株式給付規程に従い原則として取締役の退任時に給付します。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととしております。

なお、退職慰労金制度については廃止しております。

ウ.金銭報酬等または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、非金銭報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、基本報酬と非金銭報酬等の割合をあらかじめ固定することなく、経済的観点から逸脱しないことを留意の上、会社業績等を踏まえ、流動的な運用としております。

エ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定及び委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会決議に基づき代表取締役社長である若山良孝がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の配分とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を最も俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に適切な助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該

助言の内容に従って決定しなければならないこととしております。当該プロセスを経て、社外取締役から意見を聴取、固定報酬（基本報酬）の妥当性を確認後において、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、株式給付信託（BBT）は、役員株式給付規程に従って個人別の割当株式数を決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第95回定時株主総会において月額9百万円以内、年間換算額1億8百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）と決議いただいております。当該株主総会後の取締役の員数は8名（社外取締役在籍なし）となります。

上記報酬等の他に、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。当該株主総会後の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

具体的には、当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（役員株式給付規程による要件を満たす場合に限り）を給付します。役員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

監査役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額150万円以内、年間換算額1千8百万円以内と決議いただいております。当該株主総会後の監査役の員数は3名となります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の 員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	61,441 (3,990)	51,840 (3,990)	9,601 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,718 (4,080)	11,718 (4,080)	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	73,159 (8,070)	63,558 (8,070)	9,601 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額9,601千円が含まれております。
3. 対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
4. 当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会決議に基づき、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとしております。本事業年度中において、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、2,800千円の退職慰労金を支給しております。
5. 上記決議に基づき、本株主総会終結の時をもって退任する取締役1名に対し、退職慰労金2,800千円の支給を予定しております。
6. 非金銭報酬等の総額は、株式報酬制度に基づき株式報酬費用として費用処理した額であります。
7. 非金銭報酬の内容は、当社の株式であり、株式報酬制度により交付するものであります。株式報酬制度については、②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項に記載のとおりであります。なお、当事業年度における交付は、2021年6月25日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、1,400株の給付を行っております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	野口 誠	—	—	なし
	福田 哲郎	株式会社OC S	常勤顧問	なし
社外監査役	稲村久仁雄	—	—	なし
	尾崎 眞二	D X Oホールディングス株式会社 片倉工業株式会社 株式会社トータル保険サービス	代表取締役社長 社外監査役 社外監査役	なし

② 社外取締役の主な活動状況

	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野口 誠	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席し、主に金融機関で培ってきた幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。主に金融市場に関する豊富な知識から積極的に発言し、活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
社外取締役	福田 哲郎	当事業年度に開催された取締役会13回中10回に出席し、特に企画・営業関連事項において、これまでの空運および航空貨物会社での経験を生かして建設的な助言を行うなど、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。

③ 社外監査役の主な活動状況

	氏名	出席状況及び発言状況
社外監査役	稲村久仁雄	当事業年度に開催された取締役会13回中全て及び、監査役会5回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
社外監査役	尾崎 眞二	当事業年度に開催された取締役会13回中全て及び、監査役会5回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額を限度としておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,102,502	流 動 負 債	1,354,451
現金及び預金	3,866,845	営業未払金	685,059
電子記録債権	2,404	リース債	36,995
営業未収金	1,088,966	未払金	77,828
原材料及び貯蔵品	23,320	未払費用	186,973
前払費用	101,699	未払消費税等	172,611
未収法人税等	5,630	前受金	105,731
その他	13,635	預り金	10,909
固 定 資 産	17,236,783	賞与引当金	78,341
有 形 固 定 資 産	14,376,815	固 定 負 債	2,178,759
建物	4,936,766	預り建設協力金	76,374
構築物	304,362	リース債	431,959
機械及び装置	49,557	繰延税金負債	1,015,226
車両運搬具	321,077	再評価に係る繰延税金負債	100,457
工具、器具及び備品	22,680	退職給付引当金	6,504
土地	8,317,624	役員株式給付引当金	24,725
リース資産	424,745	訴訟関連費用引当金	100,000
無 形 固 定 資 産	41,366	長期前受金	13,208
ソフトウェア	24,047	長期預り保証金	350,142
その他	17,318	長期預り金	4,515
投 資 其 他 の 資 産	2,818,601	長期未払金	36,800
投資有価証券	1,324,906	資産除去債務	18,843
関係会社株式	22,102	負 債 合 計	3,533,211
長期前払費用	7,008	(純資産の部)	
保険積立金	194,470	株 主 資 本	18,762,106
差入保証金	1,263,696	資本金	553,031
その他	9,850	資本剰余金	536,556
貸倒引当金	△3,433	資本準備金	527,524
資 産 合 計	22,339,285	その他資本剰余金	9,032
		利 益 剰 余 金	17,972,985
		利益準備金	89,411
		その他利益剰余金	17,883,574
		固定資産圧縮積立金	1,985,401
		別途積立金	13,002,160
		繰越利益剰余金	2,896,012
		自 己 株 式	△300,467
		評価・換算差額等	43,967
		その他有価証券評価差額金	488,629
		土地再評価差額金	△444,661
		純 資 産 合 計	18,806,074
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,339,285

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,839,626
売 上 原 価		7,997,955
繰延リース利益戻入額		3
繰延リース利益繰入額		—
売 上 総 利 益		841,675
販売費及び一般管理費		437,435
営 業 利 益		404,239
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	45,176	
そ の 他	18,936	64,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,553	
そ の 他	1,209	13,763
経 常 利 益		454,589
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,743	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,627	46,370
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	212	
訴 訟 関 連 費 用	100,000	100,212
税 引 前 当 期 純 利 益		400,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	129,990	
法 人 税 等 調 整 額	△2,723	127,267
当 期 純 利 益		273,480

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

東部ネットワーク株式会社
取締役会

御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月7日

東部ネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 高山 裕之 ㊟

監査役 稲村 久仁雄 ㊟

監査役 尾崎 眞二 ㊟

(注) 監査役 稲村久仁雄及び監査役 尾崎眞二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、安定した配当の維持を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としております。

期末配当につきましては、第109期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は40,507,598円となります。

従いまして、1株につき7円50銭の中間配当金を加算した年間配当金は、金15円00銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う複数の社外取締役を含む監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス等の感染症等の不測の事態が原因で、株主総会の開催が困難であると判断される場合においても、遅滞なく剰余金の配当を可能とするため、取締役会においても配当決議を行うことを可能とすべく、変更案第42条(剰余金の配当等の決定機関)の新設を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとし、上記1.(2)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとし、

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、<u>監査役会</u>および会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 <条文省略> (招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。</p> <p>第15条 <条文省略> (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第17条 <条文省略> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 <現行どおり> (招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>ときに</u>随時これを招集する。</p> <p>第15条 <現行どおり> (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第19条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は<u>10名以内</u>とする</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第21条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。選任にあたっては株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第23条～第25条 <条文省略> (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第23条～第25条 <現行どおり> (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(員 数)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第32条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第37条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p><新 設></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 <条文省略> (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 <現行どおり> (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 取締役、監査役、および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>第7章 取締役および会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)(の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役および会計監査人との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および会計監査人との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第8章 計 算 (事業年度) 第42条 <条文省略> <新 設></p> <p>(剰余金の配当) 第43条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 <新 設></p> <p>第44条 <条文省略></p>	<p>第8章 計 算 (事業年度) 第41条 <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</u></p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第44条 <現行どおり></p>
<p>第9章 買収防衛策 第45条～第46条 <条文省略></p>	<p>第9章 買収防衛策 第45条～第46条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<新 設>	附 則
<新 設>	(監査役の責任免除に関する経過措置)
<新 設>	<p>第1条 当社は、取締役会の決議をもって第109回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p>
<新 設>	<p>第2条 第109回定時株主総会決議による変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「<u>施行日</u>」)という)から効力を生ずるものとする。</p>
<新 設>	<p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第109回定時株主総会決議による変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p>
<新 設>	<p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	わかやま よしたか 若山 良孝 (1960年11月11日)	1994年2月 当社入社 2008年6月 当社取締役兼執行役員 営業部統括部長 2010年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長 2012年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長兼東部海老名物流センター、播磨・埼玉営業所管掌 2013年6月 当社取締役兼執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2015年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	11,800株
<取締役候補者とした理由> 若山良孝氏は、当社の代表取締役社長を現任し、営業部門の経験を有しており、これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び事業活動の牽引に活かせることが期待されることから、取締役候補者としております。			
2	みさわ ひでゆき 三澤 秀幸 (1963年5月23日)	1989年3月 当社入社 2003年4月 当社執行役員経理部長 2006年6月 当社取締役兼執行役員 経理部長 2008年10月 当社取締役常務執行役員 経理部長 2009年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 2015年6月 当社代表取締役専務兼専務執行役員 (現任)	29,300株
<取締役候補者とした理由> 三澤秀幸氏は、当社において経理・財務関連業務や経営企画業務での経験を有しており、代表取締役専務として経営に深く携わっているため、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	あんどう いさお 安藤 功 (1966年12月8日)	2017年10月 当社入社 2018年10月 当社執行役員 営業開発部部长 2020年4月 当社執行役員 西日本営業部部长兼広域3PL担当 2020年6月 当社取締役兼執行役員 西日本営業部部长兼広域3PL担当 2021年4月 当社取締役兼執行役員 営業統括部部长兼西日本営業部部长 (現任)	2,200株
<p><取締役候補者とした理由> 安藤功氏は、長年にわたりメーカー物流に携わった後、当社においては営業開発部門や、西日本における3PL事業での経験を有し、その実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</p>			
4	ふくだ てつお 福田 哲郎 (1957年1月25日)	1979年4月 全日本空輸株式会社入社 2008年4月 同社整備本部副本部長 2010年4月 同社CS推進室長 2011年6月 同社執行役員 CS推進室長兼商品戦略部長 2013年4月 同社取締役 企画室長兼広報部、企画部、総務CSR部担当 2015年4月 同社常務取締役 企画室長兼CS&プロダクト推進室担当 2016年4月 株式会社OCS 代表取締役社長 株式会社ANA Cargo 取締役 2021年4月 株式会社OCS 常勤顧問 2021年6月 当社社外取締役 (現任)	0株
<p><取締役候補者とした理由> 福田哲郎氏は、株式会社OCSの代表取締役社長として同社の改革と再建を実現するとともに全日本空輸株式会社での商品企画、CS (顧客満足) および企画部門の責任者として同社の商品ブランドの育成に貢献してきており、その知見と経験を当社の企業価値向上に活かしていただけてと考えております。また、2021年より当社社外取締役として、経営の観点から積極的な提言を通じ、取締役会の的確な意思決定に貢献しており、経営にとって必要不可欠であることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>【新任】</p> <p>あべ さとし 阿部 悟志 (1965年4月9日)</p>	<p>1989年4月 富士コカ・コーラボトリング株式会社入社</p> <p>2006年10月 コカ・コーラナショナルビバレッジ株式会社 物流部部長</p> <p>2009年1月 コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社 物流部部長</p> <p>2013年7月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 輸送管理部部长</p> <p>2020年1月 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 S C M本部 神奈川/山梨物流部部长</p> <p>2021年6月 当社入社 当社執行役員 東日本営業部部长 (現任)</p>	0株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>阿部悟志氏は、コカ・コーラ社において、ロジスティクス、調達、リース、法人営業、物流計画等の幅広い業務経験を有し、物流業界における事業最適化を推進してきた実績があります。不透明かつ不確実な事業環境において、物流現場の豊かな経験を活かし、新しい視点から経営判断に貢献することを期待し、新任の取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部悟志氏は、新任取締役候補者であります。
3. 福田哲郎氏は、社外取締役でありましたが、本議案が承認された場合は、社外取締役から業務執行取締役に役員区分が変更予定であります。
4. 福田哲郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ておりますが、本議案が承認された場合には、上記注3. のとおり、独立役員ではなくなります。
5. 当社は、福田哲郎氏との間で定款第41条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しておりますが、本議案が承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたしません。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。なお、取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ておりません。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>たかやま ひろゆき 高山 裕之 (1962年3月12日)</p>	<p>1996年11月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社執行役員 営業部統括部長兼商品販売部門・不動産 賃貸部門担当部長</p> <p>2012年6月 当社取締役兼執行役員 営業部統括部長兼車両部長兼商品販売部 門・不動産部門・第二営業管掌</p> <p>2013年6月 当社取締役兼執行役員 第二営業部門・商品販売事業・不動産賃 貸事業部門担当部長兼車両部長</p> <p>2016年6月 当社常勤監査役(現任)</p>	6,600株
<p><監査等委員である取締役候補者とした理由></p> <p>高山裕之氏は、当社の常勤監査役を現任し、営業部門の経験も有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>【新任】 【社外】 のぐち まこと 野口 誠 (1950年12月9日)</p>	<p>1973年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1997年5月 同行飯田橋支店支店長 1999年5月 同行馬喰町支店支店長 2002年7月 株式会社みずほ銀行 業務監査部監査主任 2003年5月 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業第一部付参事役 大木建設株式会社出向 2004年5月 株式会社みずほ銀行 法人企画部付参事役 みずほファクター株式会社出向 2004年9月 みずほファクター株式会社 常務取締役 2011年6月 当社非常勤監査役 2012年5月 株式会社ピックルスコーポレーション 非常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）</p>	0株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 野口誠氏は、金融機関で培ってきた幅広い知識と見識を有し、客観的立場から当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。引き続き当社の社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を遂行いただくことを期待しております。</p>			
3	<p>【新任】 【社外】 いなむら くにお 稲村 久仁雄 (1952年8月28日)</p>	<p>1976年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2000年10月 同行日比谷支店支店長 2002年10月 同行松山支店支店長 2005年6月 同行横浜支店支店長 2008年7月 ライフ住宅ローン株式会社 代表取締役社長 2013年6月 東京厚生信用組合 理事長 2019年6月 当社社外監査役（現任）</p>	0株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 稲村久仁雄氏は、当社の社外監査役を現任し、金融機関の営業部門並びに事業会社の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い知識と見識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>【新任】 【社外】</p> <p>おざき しんじ 尾崎 眞二 (1960年1月31日)</p>	<p>1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険 ジャパン株式会社）入社</p> <p>2013年4月 同社執行役員企業営業第一部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員埼玉本部長</p> <p>2015年4月 同社常務執行役員埼玉本部長</p> <p>2016年4月 オートビジネスサービス株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年6月 TPR株式会社 監査役</p> <p>2020年3月 片倉工業株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2020年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社トータル保険サービス 社外監 査役（現任）</p> <p>2020年7月 D X Oホールディングス株式会社 代表 取締役社長（現任）</p>	0株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>尾崎眞二氏は、当社の社外監査役を現任し、金融機関の営業部門並びに事業会社の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い知識と見識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野口誠氏、稲村久仁雄氏、尾崎眞二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。野口誠氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって7年であります。稲村久仁雄氏、尾崎眞二氏それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって、稲村久仁雄氏が3年、尾崎眞二氏が2年となります。
3. 野口誠氏、稲村久仁雄氏、尾崎眞二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、野口誠氏、稲村久仁雄氏、尾崎眞二氏との間で定款第41条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。選任が承認された場合には、当社は各氏との間で取締役として、同様の内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。なお、取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額につきましては、2008年6月26日開催の第95回定時株主総会において、月額9百万円以内、年額換算額1億8百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨のご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額9百万円以内、年額換算額1億8百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の個人別の報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額150万円以内、年額換算額1千8百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬決定の件

1. 提案の理由

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会において、取締役に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて決議いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、改めて第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、本制度を継続することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本議案に係る報酬等の内容は、当該目的に照らし、相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の対象取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、対象取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2022年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時（2019年8月）に、当初対象期間に対応する必要資金として、3千6百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたしました。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3千6百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3千6百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、39,300株を上限として取得いたしました。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに、39,300株を上限として取得することができます。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、13,100ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のとおりに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

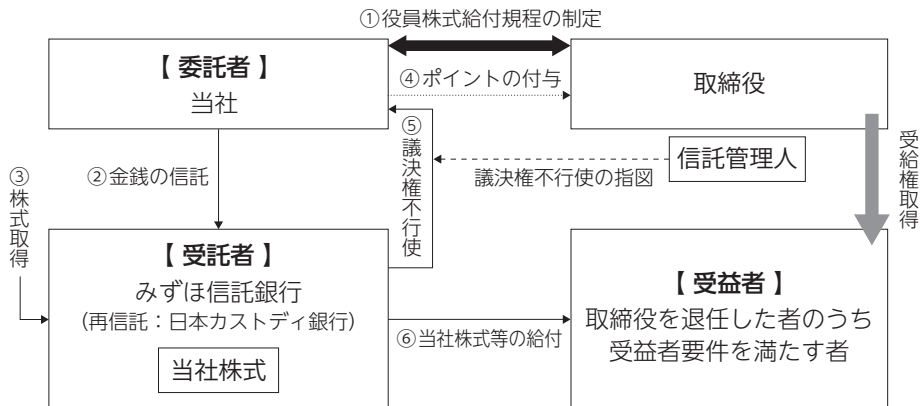
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに普賢監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が普賢監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の監査在任期間が長期にわたっており、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年4月30日現在)

名	称	普賢監査法人
主たる事務所の所在地		東京都千代田区神田錦町一丁目23番地
沿	革	2008年3月設立
概	要	統括代表社員 荒木 正博 代表社員・社員数 5名 監査関与会社数 16社

(注) 普賢監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第9号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2019年5月9日付当社取締役会決議及び2019年6月26日付第106回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現対応方針」といいます。）を導入しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとされております。

当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を継続するとともに、現対応方針を実質的に同一の内容にて継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定しました。本対応方針継続にあたり、文言等所要の修正を行っておりますが、現対応方針の内容から実質的な変更はありません。

本議案は、当社定款第45条の定めに基づき、本対応方針継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、保有不動産の有効利用による事業の安定化に加えて、3PL（物流の一括受注）による提案物流等の新事業を構築する不動産賃貸事業、自動車整備事業・保険代理業等も組み込んだ総合物流業である当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、①安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、②取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、3PL事業による物流の一括受注、③労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営的な取組みが実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損され

る可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、II 3. をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

II. 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、I.で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針継続の必要性

1.で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、当社の第1順位株主である中村 巨宏氏は、当社株式の26.19%を保有しておりますが、当社の企業価値向上への取組み等について賛同していただいている

ことから、本対応方針における対象にはしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、多くの部分は個人株主によって保有されていることから、今後、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できないものと考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注4）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照ください。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記II 4.（2）ア.をご参照ください。）及び新株予約権無償割当てを実施・変更・停止すべきか否かの判断（下記II 4.（1）ないし（4）をご参照ください。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告（下記II 4.（2）イ.をご参照ください。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て又はその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策（以下「新株予約権無償割当て等」といいます。）の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要

情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

(3) 株主総会決議

独立委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記II 4. (2) ア. (a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権無償割当て等の実施についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、新株予約権無償割当て等を実施し又は実施しないことといたします。なお、当社取締役会は、上記II 3. (2) の取締役会評価期間内に、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

- ② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款第46条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施し、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び新株予約権無償割当ての実施の可否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる条件で新株予約権無償割当てを実施するかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものによることとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施することはありません。当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施するか否かは、当社株主の皆様が株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合で

あると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権無償割当て等を実施することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 新株予約権無償割当ての不実施の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、いったん新株予約権無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものといえます。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(4) 新株予約権無償割当て実施の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、新株予約権無償割当ての実施が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての実施の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に新株予約権無償割当てを実施することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり新株予約権無償割当てを停止することができるものとしします。

- ① 当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような新株予約権の無償割当ての実施の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記II 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵

守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権の無償割当て実施時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを実施することがありますが、当該新株予約権の無償割当ての仕組上、当社株主の皆様（新株予約権の無償割当て実施の対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとなりますが、その有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせいたします。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

野口 誠 (のぐち まこと)

- 1950 年生
- 1973 年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
- 1997 年 5 月 同行 飯田橋支店支店長
- 1999 年 5 月 同行 馬喰町支店支店長
- 2002 年 7 月 株式会社みずほ銀行 業務監査部 監査主任
- 2003 年 5 月 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業第一部付参事役
大木建設株式会社出向
- 2004 年 5 月 株式会社みずほ銀行 法人企画部付参事役
みずほファクター株式会社出向
- 2004 年 9 月 みずほファクター株式会社 常務取締役
- 2011 年 6 月 当社監査役
- 2012 年 5 月 株式会社ピックルスコーポレーション非常勤監査役
- 2015 年 6 月 当社取締役 (現任)

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

稲村 久仁雄 (いなむら くにお)

- 1952 年生
- 1976 年 4 月 住友信託銀行株式会社 (現三井住友信託銀行株式会社) 入社
- 2000 年10月 同行 日比谷支店支店長
- 2002 年10月 同行 松山支店支店長
- 2005 年 6 月 同行 横浜支店支店長
- 2008 年 7 月 ライフ住宅ローン株式会社 代表取締役社長
- 2013 年 6 月 東京厚生信用組合 理事長
- 2019 年 6 月 当社監査役 (現任)

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本株主総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

尾崎 眞二（おざき しんじ）

1960年生

1982年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）
入社

2013年4月 同社 執行役員企業営業第一部長

2014年4月 同社 執行役員埼玉本部長

2015年4月 同社 常務執行役員埼玉本部長

2016年4月 オートビジネスサービス株式会社 代表取締役社長

2016年6月 T P R株式会社 監査役

2020年3月 片倉工業株式会社 監査役（現任）

2020年6月 当社監査役（現任）

2020年6月 株式会社トータル保険サービス 監査役（現任）

2020年7月 D X Oホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任）

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本株主総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関根 修一（せきね しゅういち）

1953年生

1984年4月 第一東京弁護士会登録
酒巻・植松・青木法律事務所にて執務

1985年4月 青木総合法律事務所にて執務

1988年4月 青木・関根・田中法律事務所と改称し現在に至る
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その後についても同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行

うことを要し、もっぱら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑦ 新株予約権無償割当て等を実施・不実施・変更・停止すべきかの決定
- ⑧ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、

後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。)。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

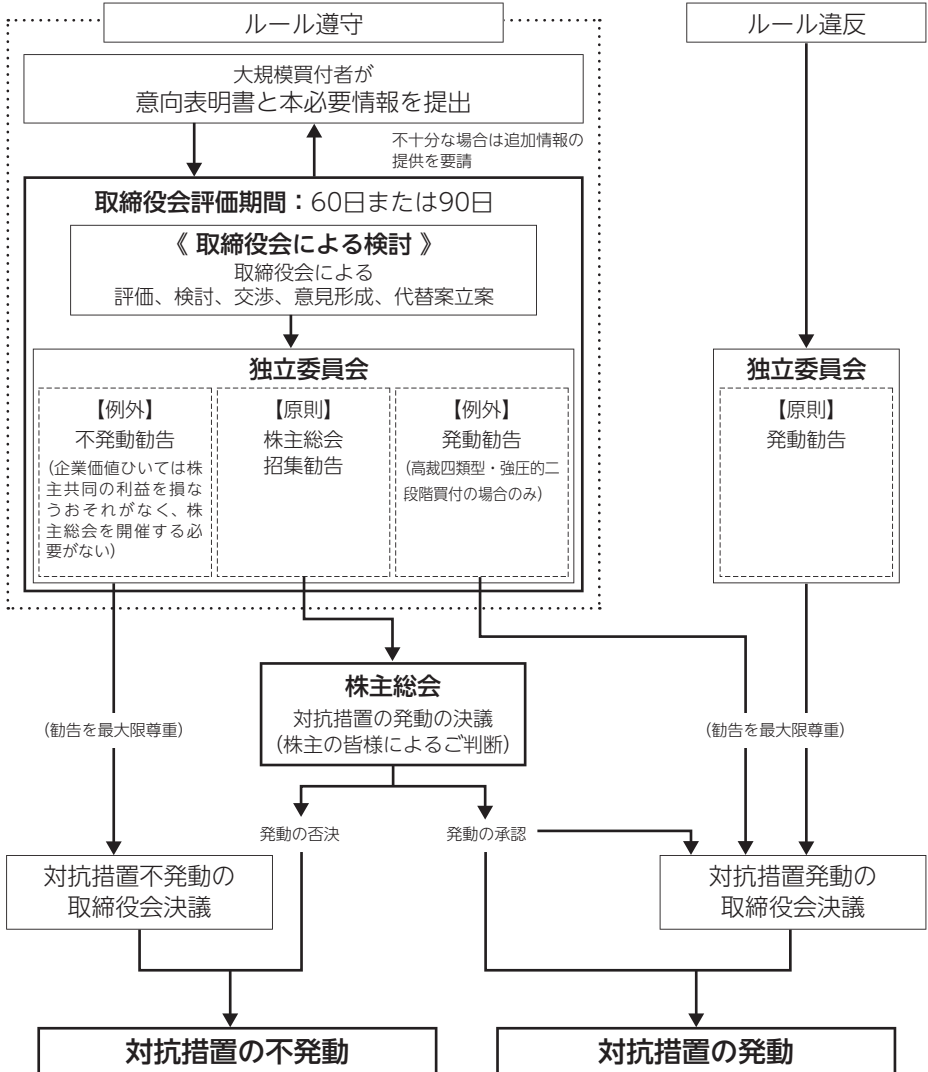
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以 上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図

大規模買付者の出現

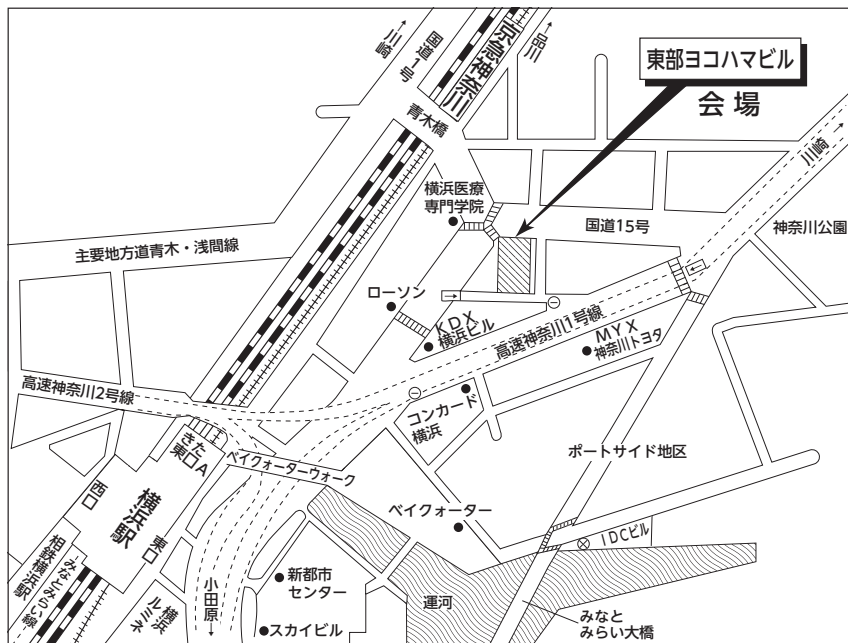


(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本総会招集ご通知の参考書類47頁から62頁まで及び当社の2022年5月10日付プレスリリースをご参照ください。

定時株主総会会場ご案内図

お土産の配布を取りやめております。ご了承のほどお願い申し上げます。

会場：横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ヨコハマビル 4階



交通

- 京浜急行線・神奈川駅下車 徒歩約2分
- J R線
 - 京浜急行線
 - 東急東横線
 - みなとみらい線 横浜駅下車
 - 相模鉄道線 きた通路きた東口A出口より徒歩約6分
 - 横浜市営地下鉄線

※駐車場の用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。